北海道小規模企業振興条例(仮称)の制定について

背 景

H27.8 経済部

- ・本道の中小企業の約9割を占める小規模企業は地域経済の活性化や雇用の創出を図る重要な役割を担っている。
- ・しかし、少子高齢化や人口減少による需要の減退や大型店の進出、ITの発達による流通構造の変化などにより、極めて厳しい経営環境にあり、小規模企業数は年々減少。

小規模企業の事業活動の維持継続は極めて重要

国の動き

- ・小規模企業振興基 本法の制定(基本原 則:持続的発展) (H26.6)
- ・小規模支援法の改 正(伴走型支援) (H26.6)
- ・小規模企業振興基 本計画の策定 (H26.10)



小規模企業振興の今 後のあり方についての 検討

(H26.7~H27.3)

小規模企業をめぐる環境

- ・小規模企業数は直近 3年で1万社以上減少
- ・廃業率が開業率を上回る状況
- ・後継者不在72.8%(全 国一)、代表者の半数が 60歳以上
- ・休廃業・解散が10年 前と比べ倍増

「本道の小規模企業振興のあり方」の策定 (H27.3) ふるさとを守り育てる小規模企業の持続的発展、新陳代謝の促進の重視

小規模企業振興のための3つの柱は

①経営体質の強化 ②事業承継の円滑化 ③創業の促進

市町村・経済 団体の意見



北海道商工業振興審議会における具体的な施策等の検討



地域の企業・ 商工団体の 意見



「北海道小規模企業振興条例」(仮称)の制定

産業振興条例による支援 (競争力の強化)



地域商業活性化条例による支援

(商店街の活性化)





道内中小・小規模企業の振興